第３章　　特別免許状

Ⅰ　制度の概要

特別免許状は、優れた知識や技能を有する社会人に対し、教育職員検定により免許状を授与する制度であり、昭和 63 年の教育職員免許法の改正により制度化された。

１　授与できる教科等

免許状種類	対　象　教　科
小学校教諭特別免許状	※全教科
中学校教諭特別免許状	全教科
高等学校教諭特別免許状	全教科
特別支援学校教諭特別免許状	自立教科等（理療、自立活動など）

※　小学校の普通免許状は全教科を担任することができるが、小学校の特別免許状は当該教科しか担任することができない。幼稚園教諭特別免許状はない。

２　授与条件

次のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者

(2) 社会的信望があり、かつ教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者

３　効力

特別免許状は、授与した都道府県内のみで有効である。

４　特別免許状の申請

特別免許状の申請に当たっては、教育職員に任命し、雇用しようとする者の推薦が必要である。

申請時期は、随時とする。

申請に当たっては、任命権者又は雇用者から事前に相談してください。

５　特別免許状に関する教育職員検定

申請書類により教育職員検定を行うが、その合否の決定に際し、学校教育に関する学識経験者等の意見聴取を行う。

Ⅱ　普通免許状への上進（免許法別表第３）

小学校、中学校、高等学校教諭の特別免許状を有する教員が、免許状取得後、現有免許状に相当する学校の教員として３年以上良好な成績で勤務し、かつ、大学等において所定の単位を修得すれば、普通免許状を取得することができる。

最低修得単位数一覧（免許法別表第３、施行規則第 11 条の２）

			小学校教諭		中学校教諭	高等学校教諭
			専修免許状	一種免許状	専修免許状	専修免許状
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	単位数		28	28	10	10
	最低修得単位の配分	各教科の指導法に関する科目	18	18		
		教育の基礎的理解に関する科目	6	6	6	6
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	4	4	4	4
大学が独自に設定する科目	単位数		15		15	15

［注］１　小学校教諭専修・一種免許状を取得する場合の教育課程及び指導法に関する科目については、各教科の指導法のうち有する特別免許状の教科以外のものをそれぞれ２単位以上を修得すること。

各教科の指導法に関する科目…国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）

２　専修免許状にかかる単位数のうち 15 単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得すること。（免許法別表第３備考第４号）

３　大学が独自に設定する科目については、「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」、大学が加えるこれらに準ずる科目又は指定大学が加える科目について修得すること。（施行規則第 11 条の２の表備考第１号）